

経営者保証により事業承継が困難な中小企業のみなさまへ

その経営者保証、**借換**で解除できるかも…!



# 事業承継時にご利用可能な 借換制度のご案内

経営承継借換関連保証制度 **別枠**

経営者保証付きの借入金を、経営者保証を不要とする融資で借り換えることにより、経営者保証の解除を行い、中小企業のみなさまの**経営承継の円滑化・事業活動の継続**をサポートする制度です。

さらに、専門家<sup>※1</sup>による確認で保証料率が大幅に軽減!



## ご利用いただける方

次の(1)～(3)のいずれにも該当する中小企業者

(1) 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。<sup>※2</sup>

- ① 中小企業者の代表者が金融機関からの借入金の保証人になっていることにより、事業活動の継続に支障が生じていると認められること。
- ② 認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。  
ア. 資産超過であること  
イ. EBITDA有利子負債倍率<sup>※3</sup>が1.0倍以内であること
- ③ 認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。

(2) 法人・個人の分離がなされていること。

(3) 返済緩和している借入金がないこと。



※1 専門家とは、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターのことを指します。

経営状況・ガバナンス体制については、中小企業活性化協議会が確認し、事業承継計画については事業承継・引継ぎ支援センターが確認します。

※2 県知事の認定書(写)及び認定申請の提出書類(写)が必要となります。

※3 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

ご  
注  
意

※保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。

※金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。

※反社会的勢力とは取引いたしません。

# 事業承継時にご利用可能な借換制度

## 事業承継特別保証制度・経営承継借換関連保証制度 比較表

制度名	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証制度
保証割合	責任共有対象	
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)	2億8,000万円(別枠)
資金用途	①【事業承継予定先】 ＊保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 <b>運転資金・設備資金・借換資金</b> ②【事業承継済先】 ＊令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していないもの <b>借換資金のみ</b> ※いずれの場合も、既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借換も可能	【事業承継予定先】 ＊認定申請日から3年以内に事業承継を予定している会社 <b>借換資金</b> ※既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借換も可能 ※ニューマネーは対象になりません
貸付形式	証書貸付または手形貸付	
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)	
貸付金利	金融機関所定	
保証料率	【通常時】0.45～1.90% 【専門家の確認を受けた場合】0.20～1.15%	
担保	必要に応じて徴求	
保証人	徴求しない	
添付書類	当協会所定の申込書類のほか、次の資料が必要 (1) 事業承継計画書 (2) 財務要件等確認書 (3) 借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） (4) 他行借換依頼書兼確認書(申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合) (5) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（専門家による確認を受け、保証料割引の適用を受ける場合）	当協会所定の申込書類のほか、次の資料が必要 (1) <u>県知事の認定書(写)及び認定申請の提出書類(写)</u> (2) 財務要件等確認書 (3) 借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） (4) 他行借換依頼書兼確認書(申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合) (5) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（専門家による確認を受け、保証料割引の適用を受ける場合）

上記制度はそれぞれ、県制度のご利用で保証料がさらに軽減されます！



### 三重県 中小企業 融資制度

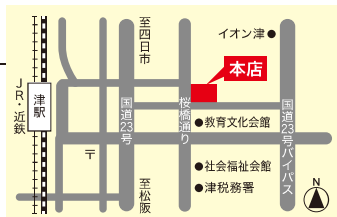
事業承継フォロー資金(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けたものに限る)  
 保証限度額：8,000万円 融資期間：10年以内 返済方法：元金均等分割返済  
 ※県制度所定の納税確認書類が必要となります。

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	0.75	0.60	0.45	0.30	0.20	0.10	0	0	0

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

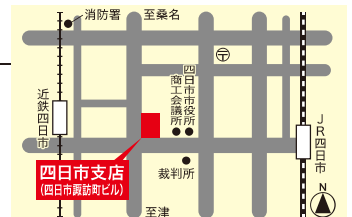
#### 本店

〒514-0003  
 津市桜橋3丁目399番地  
**TEL 059-229-6014**  
 FAX 059-229-6344



#### 四日市支店

〒510-0085  
 四日市市諏訪町4番5号  
 四日市諏訪町ビル5階  
**TEL 059-353-9161**  
 FAX 059-354-2046



三重県信用保証協会

<https://www.cgc-mie.or.jp/>

